

令和6年度当初予算編成方針について

1 基本方針

- 現在、我が国の経済は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上での分類が5類に移行し、社会経済活動の正常化が進行したことから、個人消費や設備投資等で持ち直しの動きが続き、緩やかに回復している。

しかしながら、現下の原材料のコスト高を背景に、多くの企業が値上げを進めており、今後の動向次第では、価格転嫁が想定以上に続き、物価が上振れる可能性があるほか、ウクライナ情勢の展開やそのもとの資源・穀物価格の動向、世界的な金融引締めに伴う円安の影響により、今後、我が国の景気を下押しすることが懸念されている。

- こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「新しい資本主義」の加速化に向けて、人への投資、グリーンなど市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させ、成長のエンジンとして持続的な成長に結び付けていくこととしている。

また、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるべく、「こども未来戦略方針」を策定し、来年度からの3年間を子育て支援策や少子化対策の抜本強化を柱とした、少子化対策に集中的に取り組むこととしている。

一方、地方に対しては、一昨年の骨太の方針に基づき、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしている。

- 本市の財政状況を、令和4年度決算の財政指標から見ると、財政の健全性や将来的な負担の程度を示す健全化判断比率等は、良好な水準を示しているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和4年度決算においては93.5%と、依然として高い水準で推移しており、硬直化の是正が課題となっている。

中・長期的には少子高齢化が一層進展することにより、税収が落ち込む一方、社会保障関係経費が増加するほか、今後予定されている新庁舎の整備等による整備期間中の建設事業費の増大、それに伴う市債発行による公債費の増加が見込まれることから、厳しい財政状況となることが想定される。持続可能な財政運営をするためには、引き続き、財源の確保と事業の不断の見直しによる歳出の抑制をセットとして行う必要がある。

- 令和6年度は、本市まちづくりの向こう5年間の総合的かつ基本的な指針である「第2次那須塩原市総合計画後期基本計画」の2年目となる。本計画において示された本市が目指す将来像の実現に向けた各施策の取組が緒に就いたばかりであり、今後、スピード感を持って先進的かつ付加価値の高い施策を推進する必要がある。

また、那須塩原市が持つ、固有の付加価値を基に、暮らしの魅力を再発見し、ライフスタイルをブランドにすることをコンセプトとした「なすしおばらLife」を推進していく必要がある。
- 以上を踏まえ、令和6年度の予算編成に当たっては、持続可能な財政運営を確保しつつ、限られた財源を最大限有効に活用するため、後期基本計画の重点推進テーマ等に位置付けられた事業に優先的に予算付けし、「那須塩原市に住んでいれば生き延びられる」持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいくこととする。
- 各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を遵守するとともに、これらのことを十分に考慮し、既存事業についても目的、成果等改めて点検の上、次の諸点に留意し、予算要求に臨まれたい。

2 予算要求に当たっての留意点

第1 必要な経費を積み上げる「積み上げ方式」により、予算要求すること。

予算要求に当たっては徹底したコスト意識のもと、事業の優先順位、事業費等を精査し、必要最小限にすること。

第2 部の主体性を強化するため、部ごとに予算の調整を実施する。予算の調整の対象は経常経費及び普通建設事業費とする。

各部は、予算要求後、財政課から提示する予算配分枠内で、事業の優先度、費用対効果等を見極め予算の調整をすること。

第3 「重点推進テーマ」の対象事業の要求は、実施計画で選定された事業について、優先的に予算付けを行う。

ただし、「重点推進テーマ」に係る事業であっても、事業の効果や熟度が低いと認められるものについては、この限りでない。

- 第4 「新規事業」及び「拡充事業」は、実施計画で選定された事業以外は予算要求しないこと。また、要求に当たっては、十分に熟度を高め、積算根拠を明確にして要求するとともに、あらかじめ目標（定量化）、成果・効果や実施期間、出口戦略などを明確にすること。
- 第5 「事務事業棚卸」の対象事業のうち、第3次那須塩原市行財政改革推進計画の柱の1つである、「官民連携と資産活用」に該当する事業については、棚卸結果を踏まえ、精査の上、要求すること。なお、そのほかの「事務事業棚卸」の事業についても、棚卸結果を踏まえた上で要求すること。
- 第6 「市単独補助金」は、補助金等審査会の結果を反映させた上、要求すること。なお、来年度からの反映が困難なものについては、今後の見通し（道筋）を立てた上、要求すること。
- 第7 官民連携や新たな資金調達手段を積極的に検討・活用するなど、事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、自らの財源は自らが確保するという強い意識をもつこと。
- 第8 国・県等と緊密に連携の上、動向や情報を的確に把握し、特に制度の新設、変更、廃止等について留意するとともに、導入可能な補助金等を積極的に活用すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。
- 第9 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上、要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。
- 第10 「予算の再協議」は実施しない。施策の実施に必要な経費を適切に見積り、漏れのないように要求すること。